出産育児一時金・家族出産育児一時金を申請される方へ

下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

妊娠4ヵ月（85日）以上経過した出産（死産・母体保護のための人工妊娠中絶含む）ですか。
（単なる経済的理由による中絶の場合は対象外）

はい

いいえ

妊娠4ヶ月（85日）未満は
請求できません。

直接支払制度を利用しましたか。

受取代理制度を利用しましたか。

はい

〇直接支払制度利用の場合
医療機関が代理請求をします。
請求の必要はありません。
〇受取代理制度の場合
事前に申請の必要があります。
「受取代理請求について」を参照。

いいえ

申請手続きをしてください。
在職者の方は請求書を事業主（会社の総務部門）に提出してください。
退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

※注意事項

〇添付書類

日本国内で出産した場合

・「直接支払制度の合意文書」写し（直接支払制度を利用していない旨が記入されているもの）

・医療機関発行の「領収・明細書」写し（産科医療制度加入の場合は所定の印が押印さえていること。

海外で出産した場合

・「現地発行の出生証明書」写しおよび日本語の翻訳文(翻訳者名記入）

支給の条件、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。